第１　選挙に関する期日等

種　　別	期日・期間・期限
1　北秋田市議会議員の任期満了日 （残任期の算出基準日）	令和４年３月 31 日
2　後援団体に関する寄附等の禁止期間	令和３年 12 月 31 日～令和４年３月 27 日
3　候補者等の氏名等を表示する個人・後援団体の政治活動用ポスターの掲示禁止期間	令和３年９月 30 日～令和４年３月 27 日
4　選挙期日の告示	令和４年３月 20 日（日）
5　立候補届出日	令和４年３月 20 日（日） ・午前８時 30 分～正午 北秋田市役所　３階　大会議室 ・正午～午後５時 選挙管理委員会事務室
6　投票記載所の氏名等掲示掲載順序のくじ	令和４年３月 20 日（日）（告示日） ・午後５時 30 分　選挙管理委員会事務室
7　選挙立会人の届出期限	令和４年３月 24 日（木）（選挙期日前３日） ・午後５時
8　選挙立会人の選任のくじ	令和４年３月 24 日（木）午後５時 30 分
9　選挙運動最終日	令和４年３月 26 日（土）（選挙期日の前日）
10　投票日	令和４年３月 27 日（日） （投票時間　午前７時～午後７時） ※13 投票区は午後６時
11　開票（選挙会）	令和４年３月 27 日（日）午後８時 30 分から
12　選挙運動費用収支報告書提出期限	令和４年４月 11 日（月）（選挙期日後 15 日） ・午後５時

その他の事項	1 立候補届出書類事前審査	審査日及び場所	令和４年３月７日（月） 北秋田市役所　３階　大会議室
		時間及び対象者	・午前９時～正午 合川、森吉、阿仁地区の立候補予定者
			・午後１時～午後４時 鷹巣地区の立候補予定者
	2 選挙運転用自動車審査	受付日時　令和４年３月 18 日（金） 午前９時～午後４時 受付場所　北秋田警察署 ※資料 No. 6「選挙運動用自動車の選挙用看板積載等の確認について」参照	

第２　各種届出等一覧

項　目	届出先	期　限	届出に必要な書類
１　立候補届	選挙長	**3 月 20 日（日）** （告示日） 午前８時 30 分 ～午後５時	○立候補者届出書 ○宣誓書 ○所属党派証明書（所属党派があるとき） ○供託証明書（供託書） 市　　議（金額 30 万円） ○候補者の戸籍の謄本又は抄本 ○通称認定申請書及び通称の説明資料 （通称を使用するとき） ※推薦届出のときには次の書類も必要 ○候補者推薦届出承諾書 ○推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
２　選挙事務所設置（異動）届	選挙管理委員会	設置又は異動後直ちに	○選挙事務所設置及び異動届 ※推薦届出のときには次の書類も必要 ○候補者の承諾書 ○推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面
３　個人演説会開催申出（公営施設利用）	同上	開催しようとする２日前の午後５時まで	○個人演説会開催申出書
４　新聞広告の掲載	広告を掲載しようとする新聞社等	**３月 26 日（土）**までに新聞広告ができるように（投票日の新聞には掲載することができない）	○新聞広告掲載証明書
５　選挙運動用通常葉書の交付請求	日本郵便株式会社 鷹巣郵便局	**３月 25 日（金）** **※差出期限があるため３月 22 日（火）交付でなければ間に合わない**	○候補者用通常葉書使用証明書

項　目	届出先	期　限	届出に必要な書類
6　選挙運動用通常葉書の差出	日本郵便株式会社 鷹巣郵便局	**３月 23 日（水）** **午後３時まで** （選挙期日の前日までに選挙人に到達するように） ※選挙当日に選挙人に到達するように差出すことは不可	○選挙運動用通常葉書差出票 選挙運動用通常葉書**200 枚**ごとに選挙運動用通常葉書差出票１枚を添える。
7　選挙運動用ビラの届出	選挙管理委員会	立候補届出後	○選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 ○選挙運動用ビラ１候補者につき２種類まで
8　選挙立会人の届出	選挙長	**３月 24 日（木）** （選挙期日前３日）午後５時まで	○選挙立会人となるべき者の届出書 ○同承諾書
9　出納責任者選任届及び異動届	選挙管理委員会	選任又は異動後直ちに	○出納責任者選任届又は異動届 ※推薦届出者が選任したときは次の書類も必要 ○候補者の承諾書 ○推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面
10　選挙事務員等の届出	同上	その者を使用する前	○報酬を支給する者の届出書
11　選挙運動費用収支報告書	同上	**４月 11 日（月）** （選挙期日後 15 日） 午後５時まで ※報告後の収支は、収支のあった日から７日以内	○選挙運動費用収支報告書 ○領収書その他の支出を証すべき書面の写し（領収書等を徴し難い事情があるときは、その支出の明細書）

第３　選挙運動一覧

種　　別	説　　明	
選挙事務所	設 置 数	１箇所
	設置場所	特に制限はないが、投票日当日に限り、投票所の敷地の入口から半径 300m以内にある事務所は閉鎖するか、半径 300m以外の区域に移動させなければなりません。
	移　　動	１日１回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができない。
	届　　出	設置（異動）後直ちに選挙管理委員会へ届け出る。
	文書図画	ポスター、立札及び看板の類（縦 350cm×横 100cm 以内）を通じて３個以内 ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）は１個で、記載内容は選挙事務所を表示するためのものでなければならない。
選挙運動用自動車（船舶）	台　　数	１台（隻）
	表 示 板	選挙管理委員会交付
	使用車種	乗車定員 10 人以下の乗用自動車、乗車定員４人以上 10 人以下の小型自動車（バン型の貨客兼用の自動車で登録番号標の種別が 40～49 及び 400～499 のもの）、四輪駆動式の自動車で車両重量２トン以下のもの。
	乗車人員	候補者、運転手１人、運動員４人以内（運動員４人以内は選挙管理委員会交付の乗車（船）用腕章着用）
	車上の運動	走行中は、連呼行為（午前８時～午後８時に限る。）以外の選挙運動はできない。 停止中は、選挙運動のための演説、連呼行為ができる。（午前８時～午後８時に限る。）ただし、法第 140 条の２（学校、病院等での静穏保持）、法第 165 条の２（他の選挙の選挙当日）、法第 166 条（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。
	文書図画	ポスター、立札及び看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）は数の制限なし。 ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）は１個。記載内容の制限はなし。 看板の類の取り付けには、道路交通法の規定による設備外積載について北秋田警察署の許可を要する。
拡声機	使 用 数	１そろい（常時使用） このほか個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場で別に１そろい使用できる。１そろいとは、マイク、スピーカー及び増幅装置からなる１組をいう。
	表 示 板	選挙管理委員会交付（常時使用の１そろい）

種　　別	説　　明
個人演説会	態　　様　候補者が不特定多数の聴衆を集めて行う演説会。連呼及びテープレコーダーの使用もできる。 回　　数　制限なし。 使用施設　公営施設とその他の施設（その構内を含む。） １　公営施設 学校、公民館、公会堂、その他選挙管理委員会が指定した施設 ２　その他の施設 公営施設及び法第 166 条（特定建物等）の禁止施設以外のもの 開催手続　１　「公営施設」利用の個人演説会を開催する場合は、開催予定日２日前までに選挙管理委員会が定める様式の文書で選挙管理委員会へ申し出る。 ２　「その他の施設」利用の場合は、候補者が施設の管理者と交渉してその承諾を得ればよく、選挙管理委員会へは申し出る必要はない。 開催周知　候補者が行う。選挙運動用ポスター（ポスター掲示場に掲示）、選挙運動用通常葉書、街頭演説等で周知。 演　　説　候補者、運動員等。テープレコーダーも使用できるし、映写の類も使用することもできる。 文書図画　１　会場外 ポスター、立札及び看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）は、会場ごとに通じて２個以内。 ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）は、会場の内外を通じて１個のみ掲示できる。(会場内へ１個掲示する場合は、会場外には掲示できない。) これらのものには、掲示責任者の氏名及び住所を記載するとともに演説会が終了したときは直ちに撤去する必要がある。 上記以外は一切掲示も頒布もできない。 ２　会場内 ポスター、立札及び看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）の数は制限なし。ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）は、会場の内外を通じて１個のみ掲示できる。(会場外へ１個掲示する場合は、会場内には掲示できない。) これらのものには、掲示責任者の氏名及び住所を記載するとともに演説会が終了したときは直ちに撤去する必要がある。 上記以外は一切掲示も頒布もできない。 市議会議員の選挙の場合は、上記以外は一切掲示もできない。 市長選挙の場合は、上記以外に選挙管理委員会に届け出た２種類以内の政治活動用ビラの頒布をすることができる。 開催制限　法第 166 条（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。

種　　別	説　　明
街頭演説	態　　様　　街頭、公園又は空地等で多数の人に対してする演説（屋内から街頭へ向かってする演説を含む。）連呼行為及びテープレコーダーの使用もできる。 標　　旗　　街頭演説は、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて演説者がその場にとどまって行う。走行中又は走行する車上の演説は禁止されている。 人　　員　　候補者、運転手１人、運動員 15 人以内（運動員は選挙管理委員会が交付する街頭演説用腕章又は乗車（船）用腕章を着用） 演　　説　　候補者、運動員等。内容制限なし。連呼行為及びテープレコーダーの使用もできるが、スライドなど映写等はできない。 時　　間　　午前８時～午後８時に限る。（特に学校、病院等の周辺では静穏保持に努めること。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めること。）（法第 140 条の２、第 164 条の６） 文書図画　　市長選挙の場合は、選挙運動用自動車（船舶）に取り付けられているものの掲示以外は掲示も頒布もできない。 演説の制限　　法第 166 条（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。
連呼行為	態　　様　　短時間に一定の文句を連続反復して呼びかけること。 できるのは　　選挙運動用自動車（船舶）上において、午前８時から午後８時までの運行中又は停止中 個人演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所 制　　限　　学校、病院等の周辺では静穏保持に努めること。 法第 166 条（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。
文書図画	１　頒布できるもの 選挙運動用通常葉書以外は一切できない。（法第 142 条）ただし、市議会議員選挙については、選挙管理委員会に届け出た２種類のビラ 4,000 枚を上限に頒布することができます。 ○　選挙運動用通常葉書 葉 書 枚 数　　2,000 枚 会社製葉書の入手方法　　選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を日本郵便㈱鷹巣郵便局に提示して、受領する。（無料）

種　　別	説　　明
文書図画	私製葉書を使用する場　選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を日本郵便㈱鷹巣郵便局に提示して、私製葉書に選挙郵便物としての表示を受ける。 私製葉書については、次の点に注意を要する。 規　格　縦 14cm～15.4cm 横９cm～10.7cm 重　量　２ｇ～６ｇ 地　色　白色又は淡色 紙質及び厚さは日本郵便㈱製葉書と同等以上 ○表面の上部又は左側部（横に長く使用するものにあっては右側部）の中央に「郵便はがき」又はこれに相当する文字を明瞭に表示すること。 その他　切手を貼付する場所には、切手を貼付したり「別納」等の表示はせず、無地のまま日本郵便㈱鷹巣郵便局に提出すること。 葉書の差出　日本郵便㈱鷹巣郵便局に、選挙長が交付する選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出す。差出票１枚につき **200 枚**の葉書を差し出すことができる。郵便によらず使送によったり、選挙人に手渡したり、ポストに投函することはできない。また、選挙当日選挙人に到着するように差し出すこともできない。 記 載 内 容　特に制限なし。 **○選挙運動用ビラ** 枚　　数　２種類以内　4,000 枚以内 規　　格　大きさ　縦 29.7 ㎝×横 21 ㎝を超えないもの そ の 他　選挙管理委員会が発行する証紙を貼らなければなりません。ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称及び所在地）及び住所を記載しなければならない。 記載内容　記載内容の制限はありません。 頒布方法　新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内または街頭演説の場所における頒布に限られます。 ２　掲示できるもの ①　選挙事務所を表示するもの ポスター、立札及び看板の類（縦 350cm×横 100cm 以内）を通じて３個。 ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）１個。 ②　選挙運動用自動車に取り付けるもの ポスター、立札及び看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）は数制限なし。 ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）１個。 ③　候補者が使用するたすき、腕章及び腕章の類 ④　個人演説会場において演説会の開催中使用するもの 会 場 内　ポスター、立札及び看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）は数制限なし。ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）は会場の内外を通じて１個に限られ、会場内に掲示した場合は、会場外に掲示できない。

種　　別	説　　明
文書図画	ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の記載内容は特に制限はないが、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。 会 場 外　ポスター、立札及び看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）は会場ごとに通じて２個。 ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）は会場の内外を通じて１個に限られ、会場外に掲示した場合は、会場内に掲示できない。 ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の記載内容は特に制限はないが、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。 ⑤　選挙運動用ポスター 長さ 42cm×幅 30cm 以内。記載内容は特に制限なし。掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載すること。 掲示は選挙管理委員会が設置したポスター掲示場（**市内 273 箇所**）ごとに１枚に限る。なお、投票日当日においても掲示しておくことができるが、投票日当日には新たに掲示できない。
新聞広告	回　　数　２回 できる者　候補者（有料） 手　　続　選挙長が交付する新聞広告掲載証明書に原稿を添えて新聞社等に提出して行う。 スペース　横 9.6cm×縦２段組以内で記事下に掲載 内　　容　自由（色刷りはできない。）
選挙運動費用	制 限 額（選挙管理委員会が告示する額） 市　　議　**選挙人名簿登録者数÷18×501 円＋2,200,000 円** （100 円未満は繰上げ） 運動委員等の実費弁償（選挙管理委員会が定める額） 交 通 費　･･･鉄道賃、船賃、車賃の実費 宿 泊 料　･･･食事料２食を含み１夜 12,000 円 （労務者の場合は食事料を含めずに１夜 10,000 円） 弁 当 料　･･･１食 1,000 円、１日 3,000 円 （労務者には支給できない。） 茶 菓 料　･･･１日 500 円 （労務者には支給できない。）

<table>
<tr><th>種　　別</th><th colspan="2">説　　明</th></tr>
<tr><td>選挙運動費用</td><td colspan="2">労務者等の報酬（選挙管理委員会が定める額）

労　務　者　･･･日額 10,000 円以内、超過勤務手当１日につき日額の５割以内
事　務　員　･･･日額 10,000 円以内（超過勤務手当なし）
車上運動員　･･･日額 15,000 円以内（超過勤務手当なし）
手話通訳者　･･･日額 15,000 円以内（超過勤務手当なし）

なお、事務員、車上運動員及び手話通訳者については、次の制限があります。

支 給 期 間　･･･文書で選挙管理委員会に届け出たときから３月 26 日（土）までの間
支 給 人 員　　市　　議　１候補者１日につき９人以内
ただし、使用できる期間を通じて実人員（市議 45 人）まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">イ ン タ ー ネ ッ ト</td><td>ウェブサイト等</td><td>有権者は誰でも、ウェブサイト等（インターネットを利用する方法のうち、電子メールを除く）を利用する方法により、選挙運動を行うことが出来る。その際は、文書図画を掲載するウェブサイト等に、電子メールアドレス等を表示しなければならない。また、そのウェブサイト等は選挙期日当日もそのままにしておくことができるが、選挙期日当日の更新は出来ない。</td></tr>
<tr><td>電 子 メ ー ル</td><td>電子メールを利用する方法による選挙運動は、候補者に限り、行うことが出来る。その際は、電子メールの送信の求め・同意を送信者に通知した者及びメールマガジン等政治活動用電子メールを継続的に受信している者であって、メールの送信を拒否しなかった者に送信先は限られ、通知や求め・同意があったこと等の記録を保存しなければならない。
また、電子メールで送信される文書図画には、氏名、名称や電子メールアドレス等の表示をしなければならない。</td></tr>
<tr><td>有料インターネット広告の禁止</td><td>選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されている。</td></tr>
</table>

第４　選挙運動に関する注意

１　選挙事務所

選挙事務所とは、「特定候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所」をいいます。したがって、政党その他の政治団体又は候補者の運動員等によって、特定の候補者のための選挙対策本部、後援会、連絡所等の名称に名を借りて、特定の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱うような場合は、それらが選挙事務所とみなされることがあります。

なお、休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできませんが、演説会場における弁士の控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩所等は、ここにいう休憩所等には含まれません。（法第 133 条）

（１）設置数

選挙事務所は、候補者１人につき１箇所だけ設置することができます。（数人の候補者が共同して一つの選挙事務所を使用する場合は、各候補者について、それぞれ１箇所と数えられます。）（法第 131 条）

（２）選挙事務所の異動

設置された選挙事務所は、１日につき１回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません。（法第 131 条）

（３）設置（異動）届

選挙事務所の設置や異動については、直ちに選挙管理委員会へ届け出ることが必要です。（各種届出等一覧参照）（法第 130 条）

選挙運動のできる期間は原則として選挙期日の前日までですが、選挙事務所は、選挙の当日であっても、投票所を設けた場所の入口から 300m以外の区域であれば設置できます。また、これに違反して設置されたものがあるときは閉鎖させられますから、注意してください。（法第 132 条、法第 134 条）

（４）選挙事務所のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類を通じて３個以内並びにちょうちんの類１個を掲示することができます。ポスター、立札、看板の類の規格は、縦 350cm×横 100cm 以内、ちょうちんの類は、高さ 85cm×直径 45cm 以内です。（法第 143 条）

なお、「通じて３個」とは、ポスター１、立札１、看板１というようにその数の合計が３を超えないことであり、その数の配分については全く自由です。

両面を使用した場合は、２枚又は２個と数えられます。

また、これらの文書図画の掲示は、選挙事務所の場所に限るもので、事務所から離れた場所に掲示することはできません。

2　選挙運動用自動車、船舶及び拡声機の使用

（1）使用できる自動車等の数

使用できるものは、自動車１台又は船舶１隻及び拡声機１そろいで、これらを使用する際には、立候補届出の際に交付を受けた表示板を、使用する自動車又は船舶、拡声機の外部から見やすい箇所に掲示しなければなりません。（法第 141 条）

（2）使用できる自動車の種類及び乗車人員

ア　乗車定員 10 人以下の乗用自動車

次のイ及びウ以外のもので、自動車登録番号標の種別番号が「30 から 39 まで及び 300 から 399 まで」、「50 から 59 まで及び 500 から 599 まで」並びに「70 から 79 まで及び 700 から 799 まで」のものです。ただし、屋根がなかったり、車の側面とか後面の全部又は一部が開け放しになっているものや、屋根があっても一部が開いていたり、屋根を取り外したり開けたりすることができるものは使用できませんので、オープンカーやオープンカーに幌を被せた車は使用できません。その他、軽自動車や二輪自動車でも、用途が乗用であれば使用できます。

イ　乗車定員４人以上 10 人以下の小型自動車

前記アと同様に、屋根・側面・後面の全部又は一部が開け放しになっているものや、屋根が取り外せたり開くことのできる自動車は使用できません。従って使用できるものは、いわゆるワゴンスタイルの自動車・ライトバン・ルートバン等のいわゆるバン型貨客兼用で自動車登録番号標の種別番号が「40 から 49 まで及び 400 から 499 まで」のもので乗車定員が４人以上 10 人以下のものです。普通であるか小型であるかは、自動車検査証に記載されています。

ウ　四輪駆動式の自動車で車両重量２トン以下のもの

屋根、側面、後面の全部又は一部が開け放しになっているものは使用できません。いわゆるジープタイプの自動車でバン型にしたものや幌付のものは使用できます。

以上のアからウの自動車は選挙運動のために使用できますが、これらの自動車でも走行中に窓以外の部分を開いて、例えばジープの幌を取り外したり、ライトバンの後の部品積降口を開け放って使用したりすることは許されません。

（３）自動車のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

自動車（船舶）には、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を使用することができます。規格は、ポスター、立札及び看板の類については、縦 273cm×横 73cm 以内で、個数の制限はありません。また、ちょうちんの類については、高さ 85cm×直径 45cm 以内のものを１個に限り取り付けることができます。なお、自動車に看板等を取り付けるときには、道路交通法第 56 条の規定により設備外積載について、あらかじめ選挙事務所を管轄する**北秋田警察署長**の許可が必要です。

（４）拡声機

候補者１人につき拡声機１そろいを使用することができます。１そろいとは拡声装置を基準として数えるもので、マイクロフォン、スピーカー、増幅装置及びトランス等をもって１そろいとするのが普通です。ただし、広い会場内などでマイクロフォン１個に対し、スピーカーが四方につけられているような場合も１そろいと解されています。

（５）自動車又は船舶、拡声機の数の制限

自動車又は船舶、拡声機の数の制限は、候補者１人についてのものですから、候補者の運動員が使用する場合も含まれますし、２人以上の候補者が共同して使用するときも各候補者について、それぞれ１台（隻）又は１そろいと計算されます。

なお、拡声機の使用については表示板の取り付けを要するもののほかに、個人演説会（街頭演説以外の演説を含む。）の開催中その会場において、別に１そろいを使用することができます。（法第 141 条第１項ただし書）

（６）自動車等の乗車制限

選挙運動用自動車（船舶）に乗車（船）できる者は、候補者と運転手（船員）を除き、自動車（船舶）１台（隻）につき、４人を超えることができません。また、乗車（船）する者は、立候補届出の際に交付を受けた乗車（船）用腕章を着用しなければなりません。（法第 141 条の２）

３　個人演説会

個人演説会とは、候補者が自己の政見の発表、選挙人への投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会です。

（１）使用する施設

個人演説会は、公営施設を使用して開催するものと、それ以外の施設を使用して開催するものと２通りの方法があります。公営施設とは、学校、公民館（社会教育法第 21 条に規定する公民館）、地方公共団体の管理する公会堂及び選挙管理委員会が指定した施設をいいます。（法第 161 条第１項）

（２）公営施設を利用する個人演説会の開催申出等の方法

ア　申出者

候補者に限ります。（法第 163 条）

イ　申出期限

開催しようとする日の前２日前の午後５時まで（法第 163 条、第 270 条）

「例」３月 24 日（木）に開催しようとするときは、３月 22 日（火）の午後５時まで。

ウ　申出先

選挙管理委員会（法第 163 条、令第 112 条第２項）

エ　申出方法

選挙管理委員会から「個人演説会開催申出書」の交付を受け、これに必要事項を記載して申し出てください。（法第 163 条、令第 112 条第１項）

２人以上の候補者が共同して個人演説会を開催しようとする場合は、各候補者の申出書ごとにその旨付記してください。

オ　申出の撤回

開催の申出をした後、その申出を取り消そうとするときは、申出期限内（開催の日の２日前の午後５時まで）に限って認められます。

カ　同一施設への開催申出

同一施設について、同時に２以上の個人演説会の開催申出をすることはできません。また、同一施設について既に申し出た使用の日を経過しないうちに新たな申出をすることもできません。（令第 112 条第２項）

キ　使用時間

個人演説会の施設を使用することができる時間は、１回について５時間を超えることはできません。（令第 112 条第３項）

ク　料　　金

候補者１人につき、同一施設ごとに１回に限り無料で使用できますが、２回目からは所定の料金を納付しなければなりません。（法第 164 条）

（３）公営施設以外の施設を利用する個人演説会

公営施設以外の施設、例えば個人の居宅、神社、寺院あるいは劇場等を利用する場合は、候補者とその施設の管理者と交渉してその承諾を得ればよく、選挙管理委員会に開催の申出をする必要はありません。また、この場合には、施設を使用することができる時間の制限もありません。

なお、公営施設以外の施設を使用するときは法第 166 条の規定による制限（特定建物等）がありますから注意してください。

（４）個人演説会の制限

ア　開催できる者　候補者に限られます。（法第 161 条、第 161 条の２）

候補者以外の第三者が候補者のために行う合同演説会（例えば新聞社等が主催して行う演説会等）は、禁止されています。（法第 164 条の３）

イ　開催回数　　制限はありません。

ウ　個人演説会には、録音盤やテープレコーダー、映写を使用して演説することも差し支えありません。（法第 164 条の４）

エ　公営施設以外の次の公共的施設においては、個人演説会は開催できませんので、ご注意ください。（法第 166 条）

・　公営住宅を除き、国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物

・　汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第 141 条第１項から第３項までの船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設

オ　選挙運動期間中に他の選挙が執行される場合は、他の選挙の投票日には、投票所を設けた場所の入口から 300m以内の区域においては、投票所を閉じる時刻までは、個人演説会は開催できません。（法第 165 条の２）

（５）個人演説会における文書図画

ア　個人演説会場の外部

ポスター・立札・看板の類を通じて２個以内（規格･･･縦 273cm×横 73cm 以内）

ちょうちんの類１個（規格･･･高さ 85cm×直径 45cm 以内）

これ以外の文書図画は使用できません。なお、これらの文書図画には掲示責任者の氏名・住所を記載すること。ちょうちんの類については、会場の内外を通じて１個に限られるので、会場外に掲示した場合は、会場内に掲示できません。

候補者の経歴、政見等を記載したビラ、チラシ等を配ることはできません。

イ　個人演説会場の内部

ポスター・立札・看板の類は数の制限なし（規格･･･縦 273cm×横 73cm 以内）

ちょうちんの類１個（規格･･･高さ 85cm×直径 45cm 以内）

これ以外の文書図画は使用できません。なお、これらの文書図画には掲示責任者の氏名・住所を記載すること。ちょうちんの類については、会場の内外を通じて１個に限られるので、会場外に掲示した場合は、会場内に掲示できません。

候補者の経歴、政見等を記載したビラ、チラシ等を配ることはできません。

※会場内において、選挙管理委員会に届け出た、選挙運動用ビラを頒布することができます。

4　街頭演説

街頭演説とは、街頭又はこれに類する場所（公園、空地等）で不特定多数の人に向かって行う選挙運動のための演説のことで、次のような制限がありますので注意してください。

ア　歩行中や走行する自動車や自動車等の上からの演説は禁止されます。(法第 164 条の５、第 141 条の３）

イ　演説中は、必ず立候補届出の際に交付された街頭演説用標旗を掲げなければなりません。（法第 164 条の５）

屋内から街頭に向かって行う演説も街頭演説に含まれますから標旗の掲示を必要とします。

１人の弁士が２人以上の候補者を応援しようとするときは、それぞれの標旗を必要とします。

なお、録音盤やテープレコーダーを使用して演説をすることはさしつかえありません。（法第 164 条の４）

ウ　街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者及び選挙運動用自動車の運転手１人を除き 15 人以内に限られ、これらの者は立候補届出の際に交付された街頭演説用腕章又は乗車用腕章を着用していなければなりません。（法第 164 条の７）

エ　街頭演説は、午後８時から翌日午前８時までの間はできません。（法第 164 条の６第１項）

オ　街頭演説においては、選挙運動のための連呼行為をすることもできます。（法第 140 条の２）

カ　街頭演説は公営住宅を除き、国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物、汽車・電車・乗合自動車・船舶及び停車場その他の鉄道地内、病院・診療所その他の療養施設ではできません。（法第 166 条）また、学校、病院、診療所等の周辺では、静穏を保持するよう努めなければなりません。（法第 164 条の６第２項）

キ　街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。（法第 164 条の６第３項）

ク　街頭演説の場所においては、選挙運動用自動車（船舶）に取り付けられている文書図画以外のものは掲示できません。（法第 143 条）

また、候補者の経歴・政見を記載したビラ・チラシ等を配ることはできません。

※街頭演説の場所で選挙運動用ビラを頒布することができます。

5　連呼行為

何人も選挙運動のために連呼行為（短時間に一定の文句を連続反復して呼びかけることをいいます。）をすることはできません。ただし、個人演説会の会場又は街頭演説（演説を含みます。）の場所で行う場合に限り許されています。また、午前８時から午後８時までの間に限り、選挙運動用自動車（船舶）の上において行うことも許されています。（法第 140 条の２第１項）

なお、連呼行為は次の場所においてはすることができませんので、注意してください。

ア　公営住宅を除く国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営施設を使用した個人演説会を除く。）（法第 166 条）

イ　汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第 141 条第１項から第３項までの船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設（法第 166 条）

また、連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するよう努めなければなりません。（法第 140 条の２第２項）

6　文書図画の頒布

選挙運動のために頒布する文書図画は、次に掲げる選挙運動用通常葉書（選挙用である旨の表示がしてあるもの）以外は一切使用することができません（法第 142 条）。**ただし、市議会議員選挙については、選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ 4,000 枚を上限に頒布することができます。**

（１）選挙運動用通常葉書

ア　頒布できる枚数

市　　議　　候補者１人につき 2,000 枚

イ　記載内容

選挙運動用通常葉書の記載内容については、特に制限はありません。ただし、その内容が犯罪を構成する場合（名誉毀損罪「刑法第 230 条」、買収及び利害誘導罪「法第 221 条、第 222 条」、選挙自由妨害罪「法第 225 条」、選挙犯罪のせん動罪「法第 234 条」、虚偽事項の公表罪「法第 235 条」等）は、それぞれの法律の罰則対象になります。

同一世帯内の数人の有権者に対して、連名で出すこともできますが、例えば「〇〇会社御中」というように多数の選挙人に回覧、掲示等の特別の方法をとらないと周知できないような出し方は、回覧の禁止に触れることになります。

また、選挙運動用通常葉書の制限内において使用するものに限り、自筆であると否とを問わず、第三者に依頼して推薦状の形式で出すことも差し支えありません。２人以上の候補者が連名で使用するときは、各候補者についてそれぞれ１枚として計算されます。

（２）選挙運動用ビラ

選挙においては、選挙運動用ビラを頒布することができます。

ア　頒布できる枚数

候補者１名につき、選挙管理委員会に届け出た２種類以内、4,000 枚以内

イ　規　　格　　ビラの大きさは、縦 29.7 ㎝×横 21 ㎝を超えないもの
選挙管理委員会が発行する証紙を貼らなければなりません。
ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称及び所在地）及び住所を記載しなければならない。

ウ　記載内容　　記載内容の制限はありません。

エ　頒布方法　　新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内または街頭演説の場所における頒布に限られます。

（３）注意事項

選挙運動のために使用する回覧版その他文書図画又はプラカード、看板等の類を多数の者に回覧することは、文書図画の頒布とみなされ、禁止されています。（法第 142 条第 12 項）

選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類をその自動車（船舶）に取り付けたままで走行することは許されています。

また、候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類を着用したままで回覧することは差し支えありません。（法第 142 条第 12 項）

7　文書図画の掲示

選挙運動のために掲示する文書図画は、次に掲げるもののほかは使用することができません。（法第 143 条第１項）

選挙運動のため、アドバルーン、ネオン・サイン、電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、禁止されています。（法第 143 条第２項）

（１）選挙事務所表示用ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア　数量等

ポスター、立札及び看板の類は、選挙事務所ごとに通じて３個以内、ほかにちょうちんの類は１個に限られます。ポスター、立札及び看板の類の規格は、縦 350cm×横 100cm 以内、ちょうちんの類の規格は高さ 85cm×直径 45cm 以内です。

イ　内　容

選挙事務所を表示する内容を記載します。付随的に政見等の記載もさしつかえないことになっていますが、政見等を主とするものあるいは単に政見等のみを記載したものはいけません。

ウ　掲示場所

選挙事務所の場所で使用する以外は掲示できません。したがって、選挙事務所以外の建物等に事務所への案内標や横断幕等を掲示することはできません。

エ　その他

選挙事務所を廃止したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は直ちに撤去しなければなりません。（法第 143 条の２）

（２）自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア　数量等

ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）は１個に限られますが、ポスター、立札及び看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）は、数の制限がありません。

イ　内　容

特に制限はありません。

ウ　掲示場所

選挙管理委員会から交付を受けた自動車（船舶）用表示板をつけた選挙運動用自動車（船舶）に限ります。

エ　その他

これらのポスター、看板等を選挙運動用の表示をつけた選挙運動用自動車（船舶）に取り付けたまま回覧させることはさしつかえありません。（法第 142 条第 12 項）

しかし、その自動車（船舶）を選挙運動のために使用することをやめたときは、直ちに撤去しなければなりません。（法第 143 条の２）

（３）候補者の使用するたすき、胸章、腕章の類

候補者の使用するたすき、胸章、腕章の類には、数量等の制限はありませんが、通常の大きさを超えるときは気勢を張る行為（法第 140 条）に該当するおそれがあります。

また、表示の内容にも特段の制限はなく、候補者が着用したまま回覧することもさしつかえありませんが、使用者は候補者に限られます。

（４）個人演説会の会場において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア　会場内

（ア）数量等

ポスター、立札及び看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）の数は制限がありません。

ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）は、会場内外を通じて１個に限られ、会場内に掲示した場合は、会場外に掲示できません。（法第 143 条第１項、第８項～第 10 項）

（イ）内　容

特に制限はありませんが、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。（令第 110 条）

（ウ）その他

個人演説会が終了したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は直ちに撤去しなければなりません。（法第 143 条の２）

イ　会場外

（ア）数量等

ポスター、立札及び看板の類（縦 273cm×横 73cm 以内）は、会場ごとに２個以内。

ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）は、会場内外を通じて１個に限られ、会場外に掲示した場合は、会場内に掲示できません。（法第 143 条第１項、第８項～第 10 項）

（イ）内　容

特に制限はありませんが、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。（令第 110 条）

（ウ）その他

個人演説会が終了したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は直ちに撤去しなければなりません。（法第 143 条の２）

（５）選挙運動用ポスター

ア　規　格

タブロイド型（長さ 42cm、幅 30cm 以内）（法第 144 条第４項）

イ　数　量

ポスター掲示場ごとに１枚（法第 143 条第３項）

ウ　内　容

特に制限はありません。なお、表面に掲示責任者の氏名及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を必ず記載しなければなりません。（法第 144 条第５項）

8　ポスター掲示場への掲示

市内 273 箇所にポスター掲示場が設置されます。設置場所については、一覧をお渡しします。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。（法第 144 条の２、令第 111 条、令第 111 条の２）

このポスター掲示場には、法定の選挙運動用ポスター１枚を掲示することができます。

（１）掲示できる者

候補者

（２）掲示できる期間

告示日から選挙期日の前日まで

ただし、選挙当日に新たに掲示することはできませんが、前日までに掲示したポスターは選挙当日においても掲示しておくことができます。

（３）掲示できる区画

立候補の届出番号と同一の番号が表示されている区画内に１枚を掲示してください。区画を間違えたり、２枚以上の選挙運動用ポスターを掲示した場合は撤去していただきます。

9　新聞広告

候補者は、選挙運動の期間中その選択する新聞に２回に限り有料で一定の規格内（横 9.6cm、縦２段組以内で、記事下に限られ、色刷りは認められません。）の広告を掲載することができます。（法第 149 条）

申込方法は、立候補届出の際に交付される新聞広告掲載証明書に掲載原稿を添えて、掲載しようとする新聞社等に提出して行いますが、選挙当日に発行される新聞に広告を掲載することはできませんので、注意してください。

広告の内容及び新聞紙の選択は自由ですが、一の広告を２人以上の候補者が共同使用（この場合

でも前述の一定規格内に限ります。）するときは、各候補者ごとにそれぞれ１回として計算されます。

新聞販売を業とする者は、広告の掲載された新聞を、通常で頒布することあるいはその新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所及びその他の事務所）及び販売店の店頭等で掲示することが常例となっている場所に限り掲示することはできますが、候補者、運動員等が大量に買い入れて頒布したり、掲示することはできません。

10　インターネットによる選挙運動

選挙運動ではインターネット等を利用することができます。ただし、選挙運動用通常葉書等と同様、その内容が犯罪を構成する場合は、それぞれの法律の罰則対象となります。

（１）ウェブサイト等を利用する方法

ア　ウェブサイト等を利用する方法

ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち（２）の電子メールを利用する方法を除いたもの（法第 142 条の３第１項）が該当します。

具体的には、ウェブサイト（いわゆるホームページ）、ブログ・掲示板、ツイッター・フェイスブックなどのＳＮＳ、動画共有サービス、動画中継サイトなどが含まれます。

イ　ウェブサイト等を利用する方法により誰でも選挙運動ができますが、選挙運動そのものを行うことができない者（選挙人名簿未登録者等）や選挙犯罪により公民権停止中の者は除外されます。

ウ　表示義務

ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（例えば、返信用フォームのＵＲＬなど）を、当該ウェブサイト等に表示しなければなりません。

エ　選挙期日等における更新等

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのまま表示しておくことができますが、選挙期日当日は更新できません。（法第 142 条の３第２項、法第 129 条）

（２）電子メールを利用する方法

ア　電子メール等を利用する方法

電子メール等を利用する方法とは特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第２条第１号に規定する電子メールを利用する方法が該当します。

フェイスブックやＬＩＮＥなど、ユーザー間でやりとりするメッセージ機能は含まれません。

イ　電子メールを利用する方法により選挙運動ができる者

候補者

一般の有権者等は行うことができません。

ウ　送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の電子メールアドレス宛でなければ送信することができません。（法第 142 条の４第２項）

また、電子メールアドレスを明らかにして選挙運動用電子メールを送信しないように求める通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできません。（法第 142 条の４第５項）

	送信対象者	送信対象電子メールアドレス
①	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（※１）	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
②	政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用メールマガジン等）を継続的に受信している者（※２）であって、あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

※１　電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知したものに限る。

※２　電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知したものに限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否したものを除く。

エ　記録保存義務（法第 142 条の４第４項）

選挙運動用電子メール送信者には、次の記録を保存しておかなければなりません。

（ア）選挙運動用電子メールの送信要求あるいは同意をした者に対し送信する場合

①受信者が電子メールアドレスを選挙運動用メール送信者に対し自ら通知したこと

②選挙運動用電子メールの送信の要求あるいは同意があったこと

（イ）政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合

①受信者が電子メールアドレスを選挙運動用メール送信者に対し自ら通知したこと

②政治活動用電子メールの送信を継続的に行っていること

③選挙運動用電子メールを送信する旨の通知をしたこと

オ　表示義務（法第 142 条の４第６項）

選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、次の事項を表示しなければなりません。

（ア）選挙運動用電子メールである旨

（イ）選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

（ウ）選挙運動用電子メールの送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

（エ）送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

カ　その他

選挙運動用電子メールを受け取った者が、当該電子メールを転送により頒布することは、新たな文書図画の頒布として制限を受けるため、できません。

（３）有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されています。

（４）その他

ア　選挙に関しインターネット等を利用する者は、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないよう、インターネット等の適正な利用に努めなければなりません。（法第１４２条の７）

イ　選挙運動用のホームページや候補者等の選挙運動用電子メールなどの選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布することは文書図画の頒布として規制されるため、できません。

11　その他選挙運動に関する事項

（１）選挙運動の意義

選挙運動の意義については、「特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として、投票を得若しくは得させるために直接又は間接に選挙人に働きかける一切の行為をいう。」とされています。

これを具体的にいいますと

ア　選挙が特定していること

選挙期日が告示された場合はもちろん、選挙期日が確定していなくても、社会通念上、それがどの選挙を目的としているかが認められれば、選挙が特定しているということができます。

イ　特定の人の当選を目的としていること

特定の人がその選挙に当選するため、あるいは特定の人をその選挙において当選させるため又は特定の人の当選を得るために他の人の当選を得させまいとする等を目的としていることです。

ウ　選挙人に対して働きかける行為があること

選挙人に対して、直接又は間接に働きかける行為があるということです。

（２）選挙運動のできる期間

選挙運動は、選挙期日の告示があり立候補の届出をしたときから、選挙期日の前日までの間でなければすることができません。立候補の届出前に選挙運動をすることは事前運動として禁止されています。（法第 129 条）

なお、選挙期日当日の選挙運動については、次の例外があります。

ア　投票所を設けた場所の入口から 300m以外の区域に限り、選挙の当日においても選挙事務所を設置することができます。

イ　選挙事務所を表示するためのポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することもで

きます。（法第 143 条第５項）

ウ　ポスター掲示場に掲示されたポスターは、選挙の当日においても掲示しておくことができます。（法第 143 条第６項）

（３）選挙運動の時間等による制限

ア　午後８時から翌日午前８時までの間は、街頭演説を行うことはできません。
（法第 164 条の６第１項）

イ　午後８時から翌日午前８時までの間は、車上であっても連呼行為はできません。
（法第 140 条の２第１項）

ウ　街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。（法第 164 条の６第３項）

エ　公営施設使用の個人演説会の１回について使用できる時間は、５時間を超えることはできません。（令第 112 条第３項）

（４）選挙運動のできる者の制限

選挙運動の公正を確保し、又は選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼすおそれがないようにすることなどのため、次の人たちの選挙運動は制限されています。

ア　選挙事務関係者

投票（開票）管理者及び選挙長は、在職中はその関係区域内で選挙運動をすることができません。（法第 135 条第１項）

イ　特定公務員

（ア）次の公務員は、在職中選挙運動をすることができません。（法第 136 条）

a　中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

b　裁判官

c　検察官

d　会計検査官

e　公安委員会の委員

f　警察官

g　収税官吏及び徴税の吏員

（イ）このほかの公務員についても、国家公務員法、地方公務員法など、それぞれの関係法律によって選挙運動が制限されています。

a　国 家 公 務 員･･･一般職に属する国家公務員（教育公務員を含む。）は、国家公務員法

の適用によって選挙運動が制限されています。（国家公務員法第 102 条）

b　地 方 公 務 員･･･一般職に属する地方公務員（地方公営企業に従事する職員のうち、管理、監督の地位にある者等以外の者を除く。）は、地方公務員法の適用によってその職員の属する地方公共団体の区域では選挙運動が制限されています。（地方公務員法第 36 条）

c　地方教育公務員･･･教育公務員特例法の適用によって選挙運動が制限されています。（教育公務員特例法第 18 条）

ウ　公務員等の地位利用

（ア）次に掲げる公務員や、公社、公団等の役職員の地位にある者が、その地位に伴う影響力を利用（例えば、職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許可、認可の職務権限を利用する等）して選挙運動を行うことは、禁止されています。（法第 136 条の２）

a　国家公務員及び地方公務員（一般職、特別職、常勤、非常勤を問わない。）又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

b　沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員

（イ）前記の公務員等である者が、候補者若しくは候補者になろうとする者（公職にある者も含む。ここでは「候補者等」という。）を推薦したり、指示したり若しくはこれに反対する目的でする次のような行為、又は候補者等である前記公務員等が候補者として推薦され、若しくは指示される目的をもってする次のような行為は、公務員等の地位利用による選挙運動とみなされて禁止されています。

a　その地位を利用して、候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

b　その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

c　その地位を利用して、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、その後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

d　その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

e　候補者等を推薦し、指示し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行にあたり、その申出、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

エ　教育者の地位利用

教育者のうち、国立、公立学校勤務の公務員は、前述のとおり選挙運動が禁止されていますが、

私立学校の教員については、選挙運動を行うこと自体は禁止されていません。

しかし、教育者の選挙運動はその影響するところが大きく、不当な影響を及ぼすこともあるので、教育者（学校教育法に規定する学校の長及び教員）として、学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動することは、私立学校の教員も禁止されています。

教育上の地位利用とは、教育者が学校で占める地位を利用して直接父兄等に働きかける場合はもちろん、生徒等を介して働きかける場合も含みます。（法第 137 条）

オ　不在者投票管理者の地位利用

令第 55 条に規定する病院等の不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。（法第 135 条第２項）

「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味です。

カ　未成年者

年齢満 18 年未満の者は、選挙運動をすることはできません。また、年齢満１８年未満の者を使用して選挙運動をすることもできません。ただし、選挙運動のための労務に使用することはさしつかえありません。（法第 137 条の２）

キ　選挙権、被選挙権を有しない者

選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪を犯したために、選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません。（法第 137 条の３）

（５）選挙運動員の数の制限

ア　街頭演説の場合の数の制限

街頭演説の場所において選挙運動に従事することができる者の数は、候補者１人について 15 人を超えることはできません。

この 15 人の範囲には、選挙運動用自動車の運転手の助手及び労務者も含まれますが、候補者及び自動車の運転手１人（船舶にあっては運航に必要な船員）は含まれません。

街頭演説の場所において選挙運動に従事する者は、街頭演説用腕章または乗車（船）用腕章を着用しなければいけません。（法第 164 条の７）

イ　自動車等の乗車制限

選挙運動用自動車（船舶）に乗車（船）できる者は、候補者と運転手１人（船舶は運航に必要な船員）を除き、自動車１台又は船舶１隻につき４人を超えることができません。

選挙運動用自動車（船員）に乗車（船）する者は、候補者と運転手１人（船舶は運航に必要な船員）を除き、乗車（船）用腕章を着用しなければなりません。（法第 141 条の２）

（６）選挙運動の場所の制限

ア　ポスターの掲示場所

選挙運動用ポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示場以外には一切掲示できません。（法第 143 条第４項）

イ　演説（街頭演説も含む。）、連呼行為等の禁止される場所

（ア）公営施設を使用して行う個人演説会を除く国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）（法第 166 条）

（イ）汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第 141 条第１項から第３項までの船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内（法第 166 条）

（ウ）病院、診療所その他の療養施設（法第 166 条）

（７）その他の選挙運動の制限

ア　戸別訪問の禁止

何人も選挙に関し、投票を得若しく得しめ又は得しめない目的をもって、戸別訪問することはできません。訪問先は、住所、居所に限らず、事務所、勤務先をも含み、相手方が在宅又は応接したか否かは問いません。いずれの場合も戸別訪問となります。

その他、戸別に演説会等の開催の告知、候補者の氏名や政党の名称を言い歩く行為は、戸別訪問とみなされ、禁止されます。（法第 138 条）

イ　署名運動の禁止

何人も、選挙に関し、投票を得若しく得しめ又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることはできません。候補者・運動員・第三者のいずれの場合でも違反となります。（法第 138 条の２）

ウ　飲食物の提供の禁止

何人も、いかなる名義をもってするを問わず、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除き、選挙運動に関して飲食物を提供することは禁止されています。ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙の運動期間中に **315 食（１日 15 人分（45 食）**に選挙運動期間**７日**を乗じて得た数）の範囲内で、かつ１食につき 1,000 円、各人１日につき 3,000 円の範囲内で選挙事務所において食事するために提供する弁当（これらの労務者、運動員が携行するために提供された弁当を含む。）はさしつかえありません。（法第 139 条）

なお、この場合の弁当代については、33 ページ「（４）実費弁償及び報酬の額」を参照してください。

エ　選挙運動のための放送の制限

公職選挙法に規定がある場合を除いて、街頭放送などの広告放送設備、共同聴取用放送設備、

その他有線電気通信設備等、放送することを目的としてつくられた一切の設備を使用して、選挙運動のために放送を行うことも行わせることもできません。

オ　気勢を張る行為の禁止

自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって、選挙運動のために気勢を張る行為をすることはできません。（この規定の趣旨は、選挙の静穏を害し、選挙人が心理的な威圧を受け冷静な判断を失うことのないよう考慮されたものです。）（法第 140 条）

カ　他の演説会の禁止

選挙運動のためにする演説会は、公職選挙法の規定により行う個人演説会のほかは、名義のいかんを問わず開催することはできません。（法第 164 条の３）

キ　人気投票の公表の禁止

選挙に関して、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。（法第 183 条の３）

ク　文書図画の頒布又は掲示について禁止を免れる行為の制限

（ア）選挙運動としての文書図画の配布又は掲示は、前述の選挙運動用通常葉書の頒布及びポスター掲示場、選挙事務所、個人演説会場、自動車又は船舶にそれぞれ掲示を許可された範囲のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類以外のものは禁止されています。

また、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、これらの禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができません。（法第 146 条第１項）

（イ）選挙運動の期間中に、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状を候補者の選挙区内に頒布又は掲示する行為も、前記（ア）と同様に禁止を免れる行為とみなされ、禁止されています。（法第 146 条第２項）

ケ　刑事犯罪に該当する行為

公職選挙法の第 16 章（罰則）に規定されている選挙刑事犯罪、すなわち「買収罪」・「おとり罪」・「選挙の自由妨害罪」・「虚偽事項公表罪」・「氏名等虚偽表示罪」・「詐欺投票罪」等選挙の自由公正を害する行為は当然禁止されています。

第５　各種証明書等の返還

候補者を辞したとき、選挙が終了したときなど必要がなくなったときは、選挙運動用各種証明書類等を選挙管理委員会に返さなければなりません。

証明書等を返還する場合は、立候補に際して交付を受けた表示等返還届に添えて行ってください。

交付物品返還届

令和４年　　月　　日

北秋田市選挙管理委員会
委員長　津　谷　憲　司　様

候補者氏名　　印

令和４年３月 27 日執行の北秋田市議会議員一般選挙の表示等を次のとおり返還します。

種類	交付を受けた数	返還数	備考
候補者用通常葉書使用証明書	1		
選挙運動用通常葉書差出票	10		
新聞広告掲載証明書	2		
選挙運動用自動車表示板	1		
選挙運動用拡声機表示板	1		
街頭演説用標旗	1		
選挙運動員用腕章	11		
乗車員用腕章	4		
白バラ	1		

備考　１　選挙が終了したとき又は立候補を辞退（死亡）したときは、直ちにこの目録により表示等を返還してください。

２　候補者用通常ハガキ使用証明書、選挙運動用通常ハガキ差出票及び新聞広告掲載証明書については、使用済みの場合は返還数の欄に使用済みと記載してください。

３　表示等を紛失したため返還できない場合は、備考欄に理由を記載してください。

第６　選挙期日後の行為

１　請負等をやめない場合の当選人の失格

せっかく当選したのに、わずかの不注意から、当選しても失格する場合がありますから注意してください。すなわち、市議会議員選挙における当選人で、当該市に対し請負関係にある者は、速やかにその請負をやめ、かつ、当選の告知を受けた日から５日以内に選挙管理委員会にその請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと、当選を失うことになります。（法第 104 条）

２　選挙期日後のあいさつ行為の制限

何人も選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次に掲げる行為をすることはできません。（法第 178 条）

ア　有権者に対して戸別訪問すること。

イ　文書、図画を頒布し、又は掲示すること。

ただし、次の行為は除外されるので、可能である。

①自筆の信書は可能である。

②有権者からもらった当選の祝辞、落選の見舞いなどに対する返信は、自筆でも印刷でも可能である。

③インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画は可能である。

ウ　新聞紙、雑誌などを利用（広告）すること。

エ　放送設備を利用して放送すること。

オ　当選祝賀会その他の集会を開催すること。

カ　自動車を連ね又は隊を組んで往来するなどによって気勢をあげること。

キ　当選したお礼に当選人の氏名、又は政党、政治団体の名称を言い歩くこと。

３　供託物の返還

当選した場合はもちろん、落選した場合にも、一定数の得票（供託物の没収点）を得た場合には、供託物は返還されますが得票数がこの没収点に達しないと、供託物は没収されます。（法第 93 条）

市議会議員選挙

・供託物の没収点＝

$$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{その選挙区内の議員定数}} \times \frac{1}{10}$$

第７　選挙運動費用

１　選挙運動費用の制限と範囲

（１）選挙運動費用の範囲（法第 179 条、第 197 条）

選挙運動に関する収入、寄附、支出の意義は、社会一般に使用される場合よりも広いものであることに注意してください。

収　入　･･･金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう。

寄　附　･･･金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

支　出　･･･金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。ただし、次の支出は選挙運動に関する支出でないものとみなされています。

- ○　立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- ○　立候補の届出があった後の支出で、候補者又は出納責任者と意志を通じてした支出以外のもの
- ○　候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- ○　選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ○　選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ○　選挙運動に使用する自動車及び船舶を使用するために要した支出
- ○　供託金

（２）選挙運動費用の制限（法第 194 条）

選挙運動費用として支出することのできる額は、選挙管理委員会が告示した額の範囲です。もし、出納責任者がその額を超過して支出し、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により候補者の当選も無効となります。また、当該候補者は５年間、当該選挙区から当該選挙に立候補することができなくなります。（法第 247 条、第 251 条の２第３項）

（３）寄附に関する禁止事項

次の各号に掲げる寄附は、原則として禁止されています。

ア　候補者等がする寄附（法第 199 条の２）

選挙に関すると否とを問わず、いかなる名義をもってするを問わず、また、時期のいかんを問わず、選挙区内にある者に対してする寄附は禁止されています。

イ　候補者等の関係する会社等の寄附（法第 199 条の３）

候補者等が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、選挙区内の者に対して候

補者等の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法（選挙に関すると否とを問わず、いかなる名義をもってするを問わず、また、時期のいかんを問わない。）でする寄附は禁止されています。

ウ　候補者等の氏名等を冠した団体の寄附（法第 199 条の４）

候補者等の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体が、当該選挙に対し、当該選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない。）は禁止されています。

エ　後援団体のする寄附（法第 199 条の５）

次に掲げる事項は、令和４**年 12 月 31 日**から選挙の期日までの間、禁止されます。

（ア）候補者等の後援団体が当該選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない。）

（イ）後援団体の総会その他の集会、見学、旅行等において当該選挙区内の者に対してする饗応接待又は金銭、記念品等の供与（何人がするかを問わない。）

（ウ）候補者等が、その候補者等の後援団体に対してする寄附（その候補者等の資金管理団体に対する寄附を除く。）

なお、上記の期間以外であっても、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関して寄附する場合でも、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附は禁止されます。

オ　特定の利害関係を有する者の寄附

（ア）**北秋田市**と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者がその選挙に関してする寄附は禁止されています。（法第 199 条第１項）

（イ）会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行っている者が、当該融資につき**北秋田市**から利子補給金の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けたときは、交付の決定の通知を受けた日から、交付日から起算して１年を経過した日までの間に、当該融資を受けた法人等がその選挙に関してする寄附は禁止されています。（法第 199 条第２項）

（ウ）**北秋田市**から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法による政党交付金を除く。）の交付決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた会社その他の法人が、当該交付の決定の通知を受けた日から同日後１年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附は禁止されています。（規正法第 22 条の３第４項）

（エ）**北秋田市**から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人がする政治活動に関する寄附は禁止されています。（規正法第 22 条の３第２項）

（オ）何人も前記の者に対して寄附を勧誘し、又は要求することは禁止されています。（法第 200 条、規正法第 22 条の３第５項）

カ　会社等の寄附（規正法第 21 条）

会社、労働組合等の団体（政治団体を除く。）が、政党・政治資金団体以外の者に対して、政治活動（選挙運動を含む。）に関してする寄附は禁止されています。

したがって、団体がいわゆる陣中見舞いとして候補者に寄附することはできません。

キ　候補者の政治活動に関する寄附（規正法第 21 条の２）

政党以外の何人も、候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して、寄附（金銭等によるものに限るとし、政治団体に対するものを除く。）をすることは禁止されています。

ク　特定の者が行う寄附

（ア）３事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社が、当該欠損をうめられるまでの間、政治活動（選挙運動を含む。）に関してする寄附は禁止されています。（規正法第 22 条の４）

（イ）何人も外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他組織から、政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附を受けることは禁止されています。（規正法第 22 条の５）

ケ　匿名の寄附

何人も政治活動（選挙運動を含む。）に関し、他人の名義又は匿名で寄附（街頭や一般に公開される演説会等の会場で、政党、政治資金団体に対してする千円以下の寄附は除く。）することは禁止されています。また、これを受けることもできません。違反した場合は、寄附された金品の所有権は国に帰属します。（規正法第 22 条の６）

コ　一定額を超える寄附

前記のほか、寄附に関する量的制限として政治活動（選挙運動を含む。）に関しては、年間を通じて次に掲げる額を超えることはできません。

寄附の量的制限の概要

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">寄附者
受領者</th><th colspan="2">個人</th><th colspan="2">会社・労働組合等</th><th colspan="2">政治団体</th><th colspan="2">政　党</th></tr>
<tr><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th></tr>
<tr><td colspan="2">政党・政治資金団体</td><td>年間
2,000
万円</td><td>制限なし</td><td>資本金、組合員数に応じて年間 750 万円～1 億円</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の政治団体</td><td>資金管理団体</td><td rowspan="3">年間
1,000
万円
(※1)

公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止
(※2)</td><td>年間
150 万円
(※3)</td><td>禁止</td><td>禁止</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td>資金管理団体以外の団体</td><td>年間
150 万円</td><td>禁止</td><td>禁止</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">公職の候補者</td><td>金銭等に限り禁止
(※2)
その他は年間
150 万円</td><td>禁止</td><td>禁止</td><td>金銭等に限り禁止
(※2)
その他は制限なし</td><td>金銭等に限り禁止
(※2)
その他は制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td></tr>
</table>

※１　資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。
※２　選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。
※３　資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。
（注）１　会社・労働組合等には、「職員団体」、「その他の団体」が含まれる。
　　２　その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
　　３　政治団体のする寄附については、量的制限の適用はない。

（４）実費弁償及び報酬の額（法第 197 条の２、令第 129 条）

選挙運動に従事する者に対する交通費、宿泊料、弁当料等の実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の額は次のとおりです。

実費弁償については、選挙運動に従事する者に対しては弁当料、茶菓料の実費を支給できるのに対し、労務者に対しては支給することができません。また、選挙運動に従事する者に対しては食事料を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給することができませんので、この点について特に注意してください。

なお、飲食物の提供の禁止の例外として認められる選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対してする選挙事務所における弁当の提供は、定められた弁当料の範囲内で、通じて１日 15 人分（45 人分）に告示の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た数（315 食）

を超えない範囲でなければなりません。ただし、弁当を提供した場合は、選挙運動員及び選挙事務員等にあっては、１日当たりの弁当料の限度額から、また、労務者にあっては報酬額から、それぞれ弁当の実費相当額を差し引かれます。（法第 139 条、第 197 条の２第２項、令第 129 条第２項）

ア　選挙運動のために使用する労務者１人に対して支給することができる報酬の額

区　　分	報　酬　の　部
基 本 日 額	10,000 円以内
超過勤務手当	１日につき上記基本日額の５割以内

イ　選挙運動に従事する者１人に対し支給することができる実費弁償の種類及びその額

区　　分	報　酬　の　部
鉄　道　賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
船　　賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車　　賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
宿　泊　料	１夜につき　12,000 円（食事料２食分を含む。）
弁　当　料	１食につき　1,000 円　　１日につき　3,000 円
茶　菓　料	１日につき　500 円

ウ　選挙運動のために使用する労務者１人に対し支給することができる実費弁償の額

区　　分	報　酬　の　部
鉄道賃、船賃及び車賃	記イの鉄道賃、船賃及び車賃に掲げる額
宿　　泊　　料	１夜につき　10,000 円（食事料を含まない。）

エ　選挙運動員に支給する報酬の額

選挙運動に従事する者のうち次の者については、次の範囲内で報酬を支給することができます。（法第 197 条の２第２項、第５項、令第 129 条）

（ア）支給することができる者

選挙運動のために使用する事務員及び専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（車上運動員及び手話通訳）及び専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）

（イ）支給することができる者の数

候補者１人について１日９人以内。ただし、使用できる期間を通じて、この人員の５倍をこえる者（実人員）を届け出ることはできない。

（ウ）使用できる期間

立候補の届出後、報酬の支給を受けることができる者を、文書で選挙管理委員会に届け出たときから**３月 26 日（土）**まで

（エ）支払うことのできる報酬の額

選挙運動のために使用する事務員１人について１日 10,000 円以内、車上運動員及び手話通訳のために使用する者１人について１日 15,000 円以内。ただし、使用する以前に届出をした者でなければ支払うことはできない。又、超過勤務手当を支給することはできない。

（オ）届出の方法

使用前に文書で選挙管理委員会に届け出る。この文書を、郵送で差し出す場合においては、引受時刻証明の取り扱いを受けておれば、そのときに届出をしたことになる。

２　出納責任者の職務

（１）出納責任者の選任・解任・辞任及びその届出（法第 180 条、第 181 条、第 182 条、第 184 条）

出納責任者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者であり、その権限と責任において選挙運動費用の収支がなされるので、出納責任者の選任をしなければ選挙運動費用の収支はできません。候補者は、出納責任者１人を選任し、文書で出納責任者が支出しうる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。

出納責任者を選任し又は異動したときは、直ちに選挙管理委員会に文書で届け出なければなりません。出納責任者の辞任又は解任による異動の届出書には辞任通知書又は解任通知書の写し等を添える必要があります。郵送による届出の効力は、**日本郵便㈱鷹巣郵便局**に引受時刻証明の取り扱いで託したときから生ずることになっています。（法第 183 条の２）

なお、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者（候補者又は当該推薦届出者）が代わって職務を行い、当該推薦届出者たる選任者に事故があるとき又は欠けたときは、候補者が代わって職務を行うことになります。ただし、その場合には、異動の事由及び年月日を記して前記と同じように文書で届け出なければなりません。（法第 183 条）

出納責任者が辞任し、又は解任された場合には、前任の出納責任者は、収支の計算をし、引継書を作成し、引継の旨及び年月日を記して後任者とともに署名押印し、現金及び帳簿その他の書類を引き継がなければなりません。（法第 190 条）

（２）出納責任者の職務権限

ア　会計帳簿の備付及び記載（法第 185 条）

出納責任者は、会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

（ア）選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入

（イ）寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額）及び年月日

（ウ）選挙運動に関するすべての支出

（この寄附及び支出には、候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた

寄附及び支出を含む。）

（エ）支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、金額及び年月日

なお、この帳簿は、選挙運動費用収支報告書提出の日から３年間保存しなければなりません。（法第 191 条）

イ　選挙運動費用の支出制限（法第 187 条）

立候補準備のために要する支出並びに電話及びインターネット等による選挙運動に要する支出を除き、選挙運動に対する一切の支出は、出納責任者でなければすることができません。ただし、出納責任者から文書により承諾を得た者は、この限りではありません。

なお、立候補準備のために要した支出は、選挙運動の費用とされ制限額の適用を受けますから、出納責任者は就任後直ちに精算を行い、会計帳簿に記載しなければなりません。

ウ　明細書の提出及び領収書等の送付

出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から７日以内に（出納責任者の請求のあるときは直ちに）寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。候補者が立候補前に受けた寄附については、立候補の届出後直ちに出納責任者に明細書を提出しなければなりません。（法第 186 条）

出納責任者又は候補者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関するすべての支出について、領収書その他の支出を証すべき書面を徴しなければなりません。また、候補者又は出納責任者と意思を通じて支出をした者は、この書面を直ちに出納責任者に送付しなければなりません。（法第 188 条）

（３）選挙運動に関する収入、支出の報告（法第 189 条）

ア　収支報告

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した収支報告書を、次の期限及び区分により選挙管理委員会に提出しなければなりません。

（ア）	・選挙の期日の告示の日前の分 ・選挙の期日の告示の日から選挙期日までの分 ・選挙の期日経過後の分	左によりなされた収支については、これを併せて精算し、選挙の期日から 15 日以内に報告のこと（**４月 11 日（月）午後５時まで**）
（イ）	前記（ア）報告後の分　・・・・・・	収支のあった日から７日以内

イ　添付書類

収支報告書には、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を

記載した領収書その他の支出を証すべき書面を添付しなければなりません。ただし、この書面を徴し難い事情があるときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面を添付しなければなりません。

ウ　その他

選挙運動費用収支報告書の記載については、別添資料を参考にしてください。

資料１

立候補等手続きに関する注意事項

１　立候補の意義

現行の公職選挙法は、立候補制度をとっていますので、法律の定める手続きによって候補者としての届出又は推薦届出のあった者でないと、当選人となることができませんから、これらの手続きをすることが必要です。

２　候補者の資格要件

（１）被選挙権があること

被選挙権は、日本国民で、年齢満 25 年以上（選挙の期日より算定する。）で、次の欠格事項に該当しないことが要件となっています。被選挙権のない者は候補者となることができません。（法第 10 条、法第 11 条、法第 11 条の２、法第 86 条の８、法第 252 条、規正法第 28 条）

欠　格　事　項

１　成年被後見人（精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者で裁判所から後見開始の審判を受けた者）

２　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者

３　禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

４　公職にある間に犯した刑法第 197 条（収賄、受託収賄及び事前収賄罪）、刑法第 197 条の２（第三者供賄罪）、刑法第 197 条の３（加重収賄及び事後収賄罪）、刑法第 197 条の４（あっせん収賄罪）又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第１条（公職者あっせん利得罪）の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から５年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者

５　法の定めにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

６　公職にある間に犯した上記４に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から５年を経過した者で、当該５年を経過した日から５年を経過しない者

７　公職選挙法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、それぞれの罪に応じて法第２５２条の規定により選挙権、被選挙権を停止されている期間中の者

８　政治資金規正法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、それぞれの罪に応じて規正法第 28 条により選挙権、被選挙権を停止されている期間中の者

なお、改正前の民法の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなされますので、従来と同様、被選挙権を有しません。

（２）連座に伴う立候補制限

選挙において候補者と一定の関係にある者が買収罪等の罪を犯し、刑に処せられた場合、連座が適用されない場合等を除き、５年間、同じ選挙で、同じ選挙区から立候補することはできません。（法第 251 条の２、第 251 条の３）

（３）公務員の立候補制限

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、在職中、一部の者を除き候補者となることができません。これに該当する者が立候補した場合には、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなされます。（法第 89 条、第 90 条）

（４）選挙事務関係者の立候補制限

投票管理者、開票管理者、選挙長は、在職中、その関係区域内で候補者となることができません。（法第 88 条）

（５）重複立候補等の禁止

一つの選挙において公職の候補者となった者は、同時の他の選挙における候補者となることはできません。（法第 87 条第１項）

３　立候補の手続き

（１）届出関係書類

届出に要する書類は、次のとおりですから、記載上の注意を参照して間違いなく完全な書類を作成してください。（法第 86 条の４、令第 89 条）

ア　候補者届出書又は候補者推薦届出書

イ　候補者の推薦届出承諾書（推薦届出の場合のみ必要）

ウ　推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（推薦届出の場合のみ必要）

エ　供託証明書　　（供託金の金額　30 万円）

※供託の手続きは、**秋田地方法務局大館支局**で取り扱います。

オ　候補者となることができない者でない旨の宣誓書

カ　所属党派証明書（所属党派がある場合のみ必要）

キ　候補者の戸籍の謄本又は抄本

ク　通称認定申請書（通称の使用を求める場合のみ必要）

（２）届出の期間と届出先

届出は、選挙の期日の告示があった日（３月 20 日）に、選挙長（選挙長が告示した場所）に届け出る（郵送禁止）こととなっています。（法第 86 条の４）

なお、届出の受理は、選挙期日の告示があった日の午前８時 30 分から午後５時までにおいて到着順に行いますが、午前８時 30 分までに到着した者が２人以上あるときはくじにより届出順位を定め、受理します。

また、前記の告示日に届出のあった候補者が定数を超える場合において、その日後に１人でも死亡し又は候補者たるを辞したものとみなされたときは、補充立候補といってさらに選挙期日前３日（**３月 24 日**）の午後５時までに立候補の届出をすることができます。

（３）届出文書の書き方

別添「立候補届出書類　記載例」を参照ください。

（４）届出文書の事前審査

立候補届出の際、届出文書に不備があると届出を受理することができず、計画された選挙運動等に支障をきたすことになります。あらかじめ届出文書の事前審査を行いますので、必ず、別途指定する日に選挙管理委員会で事前審査を受けるようにしてください。

事前審査に必要な書類については、付録２「届出文書の事前審査に必要な書類」を参照してください。

４　立候補の効果

選挙運動は、立候補の届出が済んだときからできます。（法第 129 条）

届出前の選挙運動は、いわゆる事前運動として罰せられますから、ご注意ください。（法第 239 条）

５　立候補の辞退

候補者を辞退しようというときは、立候補の届出期間内に文書で選挙長に届け出なければなりません。（届出期間経過後は辞退できません。）なお、この場合、供託物は北秋田市に帰属します。（法第 86 条の４第 10 項、令第 89 条第７項、法第 93 条第２項）

候補者が次の職についたときは、立候補の辞退とみなされます。この場合、候補者は直ちにこの旨を選挙長に届け出ることが必要です。（法第 91 条、令第 91 条）

ア　選挙事務関係者となったとき

イ　立候補できない公務員となったとき

6　立候補に伴うその他の届出等

立候補に関する手続きは以上のとおりですが、その他に立候補に伴ういろいろな手続きがありますので、これもあらかじめ準備してください。

ア　出納責任者を選任したときは、直ちに選挙管理委員会に届け出ることが必要です。（法第 180 条）

イ　選挙事務所を設置したときは、直ちに選挙管理委員会に届け出ることが必要です。（法第 130 条、令第 108 条）

ウ　選挙運動事務員等の届出は、その者を使用する前に選挙管理委員会に届け出ることが必要です。（法第 197 条の２、令第 129 条）

エ　選挙における選挙立会人については、候補者が、当該選挙の選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て（承諾書が必要です。）１人を選び、選挙期日前３日（**３月 24 日（木）**）午後５時までに選挙長に届け出ることができます。（法第 76 条）

7　選挙に関する諸届出等の時間

選挙に関する諸届出等の期日や時間は、公職選挙法の定めるところにより厳守しなければなりません。その時間については、土曜日、日曜日、祝日を問わず、選挙管理委員会、投票管理者、選挙長に対してする届出、請求、申出その他の行為は午前８時 30 分から午後５時までの間にすることになっていますのでご注意ください。（法第 270 条、第 270 条の３）

資料２

届出文書の事前審査に必要な書類

（立候補関係）

１　候補者届出の際提出するすべての書類

番号	届　出　書　類　等	備　考
１	立候補者届出書（本人届出）	
２	供託書（正本）	全員・法務局で発行を受けてください。
３	宣誓書	
４	所属党派証明書	所属党派のある場合
５	戸籍謄本又は抄本	全員・市役所で発行を受けてください。
６	住民票	全員・市役所で発行を受けてください。
７	通称認定申請書	通称認定を申請する場合
８	出納責任者の選任届	既に選任される者が決まっている場合
９	選挙立会人となるべき者の届出書	既に立会人が決まっている場合
１０	選挙事務所設置届	既に設置場所が決まっている場合
１１	報酬を支給する者の届出書	既に支給する者が決まっている場合
１２	選挙公報掲載申請書及び原稿用紙	
１３	個人演説会開催申出書	申請する場合
１４	立候補者届出書（推薦届出）	推薦届出の場合
１５	候補者推薦届出承諾書	推薦届出の場合
１６	選挙人名簿登録証明書	推薦届出の場合
１７	【公営】契約届出書	契約済みの場合
１８	【公営】契約書の写し	契約済みの場合 （自動車、燃料、運転手、ポスターそれぞれについて）
１９	【公営】自動車燃料代確認申請書	契約済みの場合
２０	【公営】ポスター作成枚数確認申請書	契約済みの場合
２１	【公営】ビラ作成枚数確認申請書	契約済みの場合
２２	屋号申出書	申出する場合のみ

２　立候補届出書に押印する印鑑（推薦届出の場合、推薦届出書に押印する印鑑も持参のこと）

３　選挙運動用ポスター

４　選挙運動用ビラ

付録３

交付物件一覧（立候補届出のとき交付）

種　　別		数　量
1	候補者用通常葉書使用証明書	1
2	選挙運動用通常葉書差出票	10
3	新聞広告掲載証明書	2
4	通称認定証明書	1
5	選挙運動用自動車表示板	1
6	選挙運動用拡声器表示板	1
7	街頭演説用標旗	1
8	選挙運動員用腕章	11
9	乗車用腕章	4
10	白バラ	1
11	選挙運動に関する支払い制限額の通知	1
12	選挙公報の掲載順序のくじの場所、時間の通知	1